この冊子に掲載されている事業のうち、市町村が事業主体となるものについては、市町村により一部内容の異なるものもありますので、詳細はお住まいの市福祉事務所または市町村等にお問い合わせください。

目 次

1.総合的な自立支援システム	 1
2. 施設・事業体系の見直し	 2
3. 障害者総合支援法サービス体系表(概要)	 6
4. 児童福祉法サービス体系表(概要)	 8
5 . 障害者福祉施策要覧	 9
6.手帳の交付	 17
(1) 身体障害者手帳の交付	
(2) 療育手帳の交付	
(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付	
7. 医療の給付等	 26
8.補装具や日常生活用具の給付等	 28
9.家庭訪問指導、機能訓練等を受けたいときは	 30
10.日常生活・社会活動の充実のために	 31
(1) 移動•交通	
(2) 情報・通信・コミュニケーション	
(3) 文化・教養・スポーツ	
(4) 生活訓練等	
(5) 指導員・ボランティア等の養成	
(6) ふれあいサロン(障害者サロン)活動状況	

11 . :	交通運賃、施設使用料等の減免、割引		39
((1) 交通•通信		
((2) 施設の利用		
12 . 5	税の控除・減免		47
13 . :	年金、手当、扶養共済、福祉資金貸付の制度		50
	1 年金制度		
	2 手当等制度		
	3 心身障害者扶養共済制度		
	4 生活福祉資金の貸付概要		
14 . 3	就職を考えている方、障害者の雇用促進のために		53
((1) 障害者向け訓練		
((2) 障害者の雇用促進に向けて		
15 . ,	府営住宅の特定目的優先入居、住宅改修費助成等の制度		57
16 .	ほっとはあと事業の振興		58
17 .	障害福祉サービス・障害者支援施設等		60
((1) 障害福祉サービスの種類		
((2) 障害児通所・入所支援の種類		
18 . :	身体・知的・精神障害者のための		00
j	施設サービス、施設等への入所・通所・訓練等	•••••	62
((1) 身体障害者のために		
((2) 精神障害者のために		
19 . 7	相談したいときは		67
20 . 7	相談窓口一覧		68
21 .	障害者虐待		94
22 .	障害者に関するシンボルマーク		96